

DX入門 eラーニング 仕様書

1 件 名

DX入門 eラーニング

2 目 的

中小企業のDXを促進することを目的に、DXへの取り組みを検討している企業が、DXの入門として必要な知識や全体像を体系的に理解できる研修をeラーニングで実施する。

3 契約期間

契約を締結した日から令和4年2月28日まで

4 内 容

- ・DXの入門として必要な基礎情報やIT活用事例、人材配置・育成、スキル等の知識や全体像を、体系的に理解できる内容とすること。
- ・研修時間は2時間程度とすること。
- ・ID、パスワード等の発行により、県内中小企業の申込者がWeb上で研修を受けることができるものであること。※別紙1（業務フロー）参照
- ・最大350アカウントが利用できること。

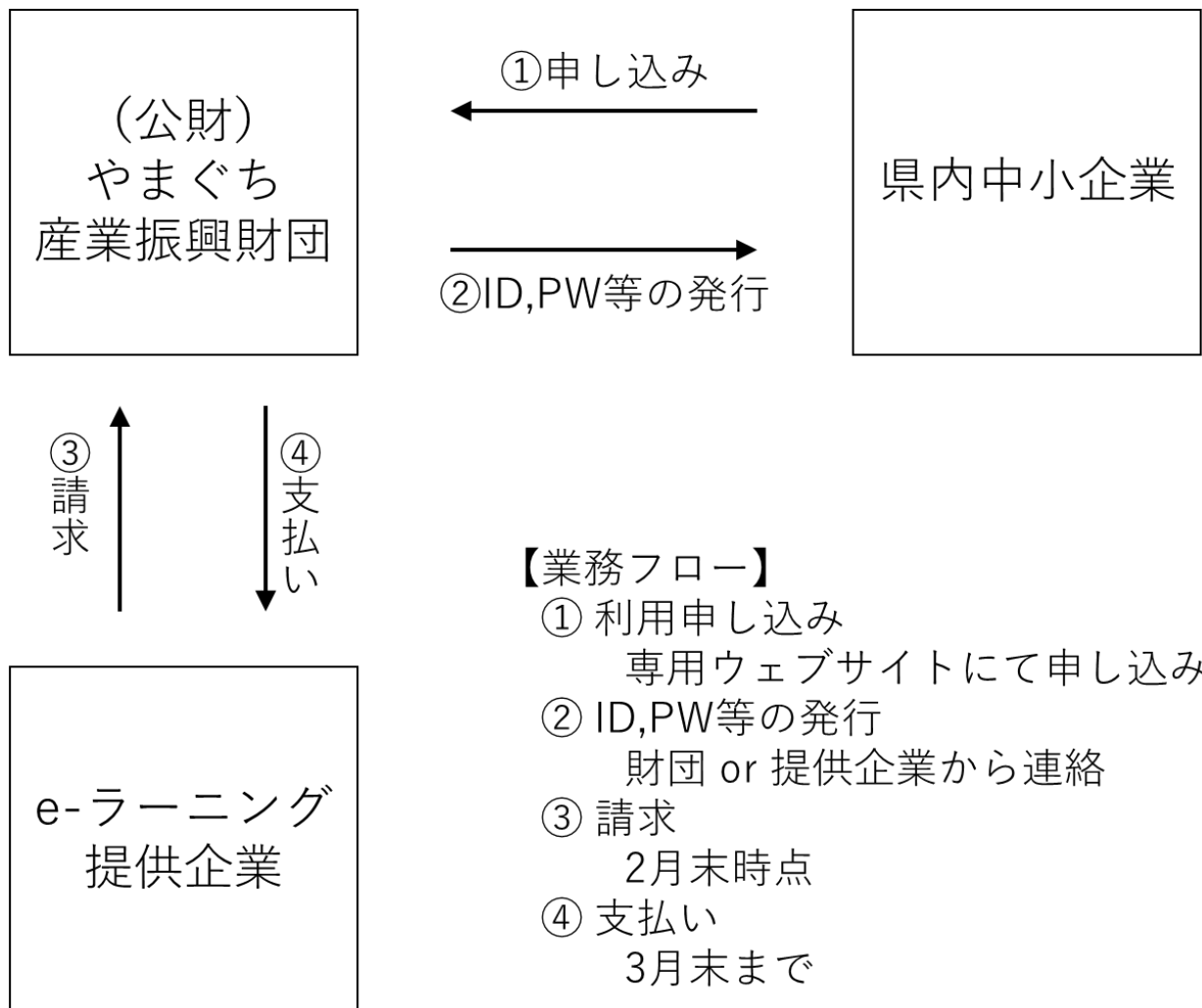
5 金 額

予め1アカウントの単価を設定し、契約期間終了時の利用数に応じた金額を請求すること。ただし、上限額を3,150,000円（税別）とする。

6 そ の 他

- （1）本業務の履行に当たり、この仕様書、契約及び当財団の指示を遵守すること。
- （2）原則として、契約期間終了後に検収した上で支払う。
- （3）採択者は、採択者が提供する業務を一括して第三者に委託、又は請け負わせることはできない。
- （4）採択者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、別紙2（個人情報取扱特記事項）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。また業務終了後も同様とする。
- （5）本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、双方の協議により決定する。

別紙1 業務フロー



別紙2 個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、その在職中であると職を退いた後であるかを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等の複写、複製、又はこれらに類する行為をしてはならない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託又はこれに類する行為をしてはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録されている資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

注 「甲」は契約締結者を、「乙」は採択者をいう